



令和8年度 世田谷区職員（清掃）募集案内

令和8年7月1日
世田谷区

1 職種、主な職務内容

職種（職務名）	主な職務内容	勤務場所
清掃（清掃作業）	ごみ収集作業、普及啓発、排出指導等の職務	区内清掃事務所（世田谷・玉川・砧）のいずれか

※令和8年4月1日より、技能系の職種・職務名が整理・統合され、職務間異動が可能となりました。そのため、資格・免許の要件を満たす方については採用後、同職種内における異なる職務（清掃車運転等）への職務間異動の可能性があります。

2 採用予定数、採用予定日

採用予定数	採用予定日
4名程度	令和9年4月1日

3 受験資格

- (1) 昭和57年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方
- (2) 性別、国籍は問いません。

なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

- (3) 地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方は受験できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

- (4) 現に世田谷区の常勤職員でない方（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く）

4 選考方法

- (1) 第1次選考

日 時	令和8年8月23日（日）	
選考会場	世田谷区内の大学等	※会場等詳細は受験票送付の際にお知らせします。 ※8月20日（木）までに受験票が届かない場合はお問い合わせください。

選考方法	筆記試験（作文）	課題式 800字以上1000字程度 （90分）
合格発表	令和8年9月上旬予定	※第1次選考受験者全員にお知らせします。

(2) 第2次選考（第1次選考合格者のみ）

日 時	令和8年9月中旬予定	
選考会場	世田谷区役所	※会場等詳細は第1次選考結果通知とあわせてお知らせします。
選考方法	面接	
合格発表	令和8年10月下旬予定	※第2次選考受験者全員にお知らせします。

5 申込方法

原則、インターネットから申し込んでください。なお、同日程で募集の世田谷区職員（土木作業、調理・用務など）との併願はできません。

以下のリンクより電子申請システム『LoGo フォーム』にアクセスし、申請を行ってください。

（ <https://logoform.jp/form/JqMJ/1594571> ）

（こちらの二次元コードからも『LoGo フォーム』にアクセスが可能です。）⇒



令和8年7月1日（水）～7月31日（金）（17時まで受信有効）

※期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず世田谷区総務部人事課総務事務センターへお問い合わせください。

※（インターネットからの申し込みが難しい場合）申込書記載による方法

所定の申込書に必要事項を記入し、郵送または持参でお申し込みください。なお、郵送により申し込む場合は、封筒の表に「**清掃（清掃作業）選考申込**」と**赤字で明記し、必ず簡易書留**により郵送してください。申込書の記入方法は5ページの記入例を参考にしてください。

（郵送申込）令和8年7月1日（水）～7月31日（金）（消印有効）

（持参申込）令和8年7月1日（水）～7月31日（金）
9時～17時（月～金）

6 給 与 ※以下6～10については、令和8年4月1日現在のものです。

- (1) 初 任 給 20歳入庁の場合：約243,120円 30歳入庁の場合：約269,520円
40歳入庁の場合：約294,480円

※この初任給は、令和8年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。職務経験等がある人は、一定の基準により加算される場合があります。

- (2) 手 当 条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（6月支給：2.45月分 12月支給：2.45月分）等が支給されます。また、採用前に給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

7 勤務条件等 ※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

- (1) 勤務日 原則として月曜日から土曜日のうち5日間（4週8休制）
休日及び年末に勤務日が割り振られる場合もあります。
- (2) 勤務時間 原則として、午前7時40分～午後4時25分（1日7時間45分勤務）

8 年次有給休暇等

1年度に20日の年次有給休暇、その他慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

9 研 修

採用時の研修では、世田谷区職員として職務遂行上必要となる基本的知識や技能を習得することを目的とした、地方自治、接遇や仕事の進め方、メンタルヘルスに関することなど、採用2年目以降は、自立して活躍できる職員となるよう、区内の地区について調査、研究を行う研修やキャリアチャレンジなどの研修を実施しています。希望制の選択研修では文書や財務、法務などの実務研修から、海外の先進事例などの調査研究活動を通して知識と視野の拡大を図り、世田谷区における施策立案に寄与することを目的とした、海外派遣研修等も行っています。

また、自己のスキルアップにつながる、Web コンテンツ（動画による学び）の提供や通信教育講座の案内など、職員の自己研鑽を支援する様々な取り組みも行っています。

10 福利厚生

(1) プライベートが充実するような補助・優待等

① カフェテリアプラン

「旅行」や「スポーツジム」、「ヘアカット」など、対象となるサービスの利用に対し、補助を受けられます。（年間22,000円が上限）

② 職員レクリエーション補助

職員同士で企画するレクリエーションに対して補助を受けられます。職員同士のちょっとした繋がりを支援します。（例：同期との食事会、同僚との食べ歩き観光 など）

③ 部・サークル

世田谷区では19の団体が認定されており、特別区職員大会に継続して上位入賞している団体から、有志が集って趣味の活動をする団体まで幅広く活動しています。

④ 宿泊や遊園地、観劇、生活家電等の優待

世田谷区独自の優待に加え、東京都や特別区の職員へ向けた各種優待があります。

(2) 職員住宅

住宅に困窮している方などを対象とした職員住宅があります。職員住宅周辺の家賃相場と比較して、約半分の家賃で住むことができます。

(3) 財形貯蓄

給与から希望額を天引きし、貯蓄できます。貯蓄目的によっては利子額の課税を抑えることも可能です。

(4) 健康のサポート

健康診断や健康相談など、皆さんのからだところをサポートする制度があります。

その他、結婚等に伴う給付金や団体割引で加入できる保険など、各種福利厚生事業があります。

【世田谷区役所案内図】



【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。申請された電子データやそれに基づき作成した資料等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

【申し込み・問合せ先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区人事課総務事務センター（東棟 5階）

電話：03（5539）3241（直通）

FAX：03（5432）3009

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>